

**改正**

平成22年3月17日告示第63号

平成29年3月22日告示第27号

印西市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、高齢者の尊厳を保持するため、市及び関係機関等の連携により地域における高齢者虐待防止のためのネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を形成し、もって住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 印西市内に居住するおおむね65歳以上の者をいう。
- (2) 高齢者虐待 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）第2条第4項及び第5項に定める行為をいう。

(事業)

**第3条** ネットワークは、法第16条の規定による連携協力体制を強化するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 高齢者虐待防止の地域への啓発活動に関すること。
- (2) 高齢者虐待の予防並びに早期発見、早期対応及び再発防止対策に関すること。
- (3) 高齢者虐待防止に関わる関係機関及び民間団体との連携強化に関すること。
- (4) 法第9条又は第24条の規定により通報等を受けた場合の対応及び協議に関すること。
- (5) 高齢者虐待についての情報交換及び実態調査に関すること。
- (6) その他高齢者虐待防止に関すること。

(協議会の設置)

**第4条** 市長は、事業の推進を図るため、印西市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(協議会の組織)

**第5条** 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 印西市医会の代表
- (2) 印西市民生委員児童委員協議会の代表
- (3) 印西市人権擁護委員の代表
- (4) 印西市高齢者クラブ連合会の代表

- (5) 印西市内介護老人福祉施設の代表
- (6) 居宅介護支援事業所の代表
- (7) 印西市内居宅サービス事業者の代表
- (8) 印西警察署の代表
- (9) 印西市社会福祉協議会の代表

(任期)

**第6条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第7条** 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第8条** 協議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、協議会に委員が出席できない場合、その代理の者を出席させることができる。

3 会長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明若しくは意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

**第9条** 協議会の事務局は、高齢者福祉課に置く。

(守秘義務)

**第10条** 委員は、協議会において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(最初に委嘱される印西市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会の委員に関する特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される印西市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

**附 則** (平成22年3月17日告示第63号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 印旛村及び本埜村の編入の日以後、新たに委嘱される委員の任期は、第6

条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

**附 則**（平成29年3月22日告示第27号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。